

乗務員予備勤務の 空白日と5日前勤務確定は 労働基準法違反である JR東海に団交開催を申し入れる

この間乗務員の予備勤務は前月25日に一定程度明らかにされるように改善されてきた。しかし東京第一・第二運輸所では、9月25日に発表された10月の勤務指定表では予備乗務員のほとんどが「空白」の指定がされている。これは、前月25日に勤務と出退勤時間を明らかにするという就業規則第55条および第57条に違反する行為である。

労働基準法でも1ヶ月単位の変形労働時間制では、労働日ごとの労働時間をあらかじめ具体的に定める必要があること、特定された労働日または労働日ごとの労働時間を任意に変更することはできないとされている。このことからすれば、「空白」勤務指定は明らかに労働基準法違反である。

さらに『JR西日本事件』変形労働時間制に関係する判決（2001年5月30日広島地裁）でも「労働者が規則正しい日常生活が乱されて健康に害したり、余暇時間や私生活の設計を困難にされる労働者の生活上の不利益を最小限にとどめるように配慮し各勤務時間については変形期間開始前にあらかじめ『特定する』ことになっている」と明示している。

このように、就業規則・労基法・判例からしても、前月25日の勤務発表での「空白」指定、勤務日5日前の日別勤務指定表で勤務を確定という取り扱いは違法であることはあきらかである。地本は本日不当な取扱いの撤回をもとめて団体交渉開催を申し入れた。